

# 仕 様 書

## 1 業務名称

大阪市こども・若者の実態調査業務委託

## 2 総則

「大阪市こども・若者の実態調査業務委託」については、本仕様書に基づいて実施することとする。本仕様書は、委託業務の内容及び関連条件の概要を示すものであり、本仕様書に定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

## 3 業務目的

本市では、国における「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）に基づき、平成 21 年 4 月に「大阪市自殺対策基本指針」を策定後、国における自殺対策基本法の改正及び新たな大綱の閣議決定を受けて、本市が実施する自殺対策の新たな指針とするため、平成 30 年 3 月に「大阪市自殺対策基本指針（第 2 次）」を策定、令和 6 年 3 月には同指針の中間見直しを行いながら、『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現』に向けて自殺対策の取組を推進している。

今回、令和 10 年度を始期とする「大阪市自殺対策基本指針（第 3 次）」を策定するにあたり、その基礎資料となるよう、こども・若者（12 歳～29 歳）を対象にアンケート調査を実施し、自殺とその対策への認知度や関心度等について調査・検証を行うことを目的とする。

## 4 調査対象者数（調査票配付数）及び分析数等

階層別（満 12～14 歳、満 15～19 歳、満 20～24 歳、満 25～29 歳）に無作為抽出した大阪市民を対象とする。ただし、満 12 歳の対象者については小学生を除く。

対象者数（調査票配付数）及び分析数等は次のとおり。

12 歳～14 歳	2,000 人（想定回収率 20%、想定回収数 400 人）
15 歳～19 歳	2,000 人（想定回収率 20%、想定回収数 400 人）
20 歳～24 歳	2,000 人（想定回収率 20%、想定回収数 400 人）
25 歳～29 歳	2,000 人（想定回収率 20%、想定回収数 400 人）
調査票予備	50 部（発送日までに「発注者」に納品すること）

## 5 契約期間

契約日から令和 9 年 1 月 29 日（金曜日）まで

## 6 業務内容

### （1）大阪市こども・若者の実態調査業務

「大阪市自殺対策基本指針（第 3 次）」の策定業務に必要な基礎資料となるように、調査を実施するにあたり、12 歳～14 歳用と 15 歳～29 歳用の 2 種類の調査票設計の補助を行うとともに、調査票等の印刷、封入・封緘作業を実施し、調査票の回収、集計及び分析作業（自由回答のまとめを含む）を行い、調査報告書を作成する。

#### ア 調査票の設計の補助

- ① 発注者との打合せを適宜開催し、発注者が提示する調査票（別紙）の質問項目に対し調査回答の回収率や集計作業効率の向上の観点から、調査項目の構成や質問の表現、調査票のレイアウトについて提案や助言を行う。調査票確定後、調査票原稿データを作成する。なお、レイアウトについては、専門性やこれまでの経験を活かして、全ての質問項目について検討し、調査対象者が回答しやすいものを作成し、発注者と調整すること。

- ② こども等にも分かりやすくするため、全ての調査票の漢字にルビを振ること。
- ③ 2色刷りやカラーにするなど、レイアウト以外の部分においても工夫を行うこと。

※ 調査項目予定数

- 12歳～14歳用 40～50項目程度（15ページから20ページ程度）
- 15歳～29歳用 40～50項目程度（15ページから20ページ程度）

イ 調査票等の印刷

次の①から⑤までの印刷を行うこと。なお、印刷前に発注者は印刷物の校正を行うものとする。

- ① 調査票【12歳～14歳用・15歳～29歳用】
- ② 依頼文【12歳～14歳用・15歳～29歳用】  
発注者から提供する原稿データ（PDF, Word等）を用いること。なお、その原稿データにイラスト等の追加や印刷物に色上質紙を使用するなど、調査対象者が興味を持って手に取ってもらえるよう工夫を行うこと。依頼文の発出者は発注者とする。なお、回収先は受注者とする。
- ③ 送付用封筒（角2号）【12歳～14歳用・15歳～29歳用】
- ④ 返信用封筒（長形3号）【12歳～14歳用・15歳～29歳用】  
③及び④は、受注者が原稿データを作成し、発注者に確認したうえで決定する。  
送付用封筒については、調査対象者が興味を持って手に取ってもらえるよう、制度案内の二次元バーコードやイラスト等をデザインしたものとするとともに、カラー封筒を用いるなど工夫を行うこと。

ウ 調査票等の封入・封緘等

発注者が提供するデータ（PDF, Word等）から宛名ラベル等を用いて、仕様書6(1)イ③の送付用封筒に宛名を記載する。封入物については、次のとおりとする。

- ① 「依頼文」【12歳～14歳用・15歳～29歳用】
- ② 「各種事業案内」【12歳～14歳用・15歳～29歳用】
- ③ 「調査票」【12歳～14歳用・15歳～29歳用】
- ④ 「返信用封筒」【12歳～14歳用・15歳～29歳用】

エ 調査票の発送

封入・封緘後の「送付用封筒」は発注者と協議して決定した日に発送すること。

※発送にかかる郵送等の経費については受注者の負担とする。

※発送方法は指定しないので、受注者の責任で適切に確認すること。

※発送時期は10月中を予定

オ WEB調査にかかるシステムの構築

- ① WEBによる調査を併用するため、専門性やこれまでの経験を活かして、全ての質問項目について検討したうえで、WEB調査用原稿についても作成し、発注者に確認のうえ、システムを構築すること。なお、調査対象者が興味・関心を引くよう、WEB画面について親しみやすいデザインとし、回答にかかる所要時間（目安）を表示するなどの工夫をすること。なお、WEBサイトの公開は原則履行期間内とする。
- ② 同一の調査対象者の回答が重複しないよう、調査票及びWEB調査の中で仕組みを構築すること。また、その仕組みについては事前に発注者に報告すること。
- ③ 調査途中での離脱を可能とするため、一時保存を可能とすること。
- ④ 複数回の回答を防ぐための仕組みを構築すること。
- ⑤ 発注者が提供する調査項目に基づき、アンケート画面を作成すること。
- ⑥ アンケートの内容により、下記のとおりシステム制御を行うこと。  
なお、下記記載のシステム制御については、代表的なものを記載したものであり、下記以外のシステム制御については、契約の範囲内で発注者と協議すること。  
・特定の選択肢を選択した場合は、自動的に指示した質問へ移動すること。

- ・複数選択可能な質問において特定の選択肢を選択した場合は、矛盾する他の選択肢を選択できないようにすること。
- ・任意回答の質問を除き、無回答が生じない構成とすることを基本とするが、調査途中での離脱を可能とすること。
- ・アンケートには調査項目に加え、発注者が指定した相談窓口等の情報を記載すること。

#### カ 回収率向上に向けた提案等

回収率について、想定回収率を上回るよう、受注者が提案を行い、発注者の指示のもと取り組むこと。

#### キ コールセンターの開設

- ① 調査対象者からの調査に関する問合せに対応するためのコールセンターを設置する。
- ② 設置期間については、調査票配付から2か月間とする。
- ③ コールセンターでの質問受付日時は、設置期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日を除く日の、午前9時から午後5時までを基本とするが、その他日時の対応等、十分な対応ができるように受注者が提案すること。
- ④ 問い合わせ対応マニュアルを作成し、事前に発注者に確認したうえで、実施すること。
- ⑤ 専用回線（フリーダイヤル）を開設するとともに、メール等多様な手法で問い合わせを可能とするなど、十分な対応ができるように受注者が提案すること。
- ⑥ コールセンター従事者は発注者が実施するゲートキーパー研修を受けること。

#### ク 調査票の回収・調査結果の入力

- ① 発注者に返送される調査票を回収、自社の作業所へ持ち帰り整理を行う。
- ② 回答のあった調査票の各質問事項への回答データを回答者別に入力し、1週間ごとに入力件数を報告する。なお、自由回答分は要旨入力のうえ、カテゴリー毎に分類する。（カテゴリー設定については、回答内容により、発注者と協議を行ったうえで承認を得て決定する。
- ③ 想定回収率を大きく上回る場合においても、回収及び入力業務を遅滞なく進めることができるよう実施体制を確保しておくこと。
- ④ 返送にかかる郵送経費については、料金受取人払制度を利用するなどし、受注者の負担とすること。

#### ケ 調査結果の集計・分析

- ① 分析資料・集計結果資料の作成にあたっては、Microsoft Excel・Microsoft Access 等を活用し、具体的分析・集計方法、論理エラーチェック方法の詳細検討結果について提案、説明のうえ、発注者の指示に従って方法を決定する。  
また、データ入力の形式（CSV形式等）についても、発注者の指示に従って決定すること。
- ② クロス集計項目については、クロス集計項目の作成計画を発注者に提出し、項目の確定にあたっては、発注者と適宜協議を行い、合意のうえ決定すること。
- ③ 個々の回答に対する分析資料については、全ての単純集計、クロス集計等の集計結果が理解できるように、グラフ等の図表を作成し、図表ごとに200～400字程度の詳細解説を附して整理する。
- ④ ①及び②の決定後、追加で必要な集計項目が生じた場合には、発注者の要請に応じ、柔軟に対応すること。

#### コ 御礼品の提供等回収率を高めるための手法

- ① 回収率を高めることを目的に、回答者の全員あるいは一部の者に御礼品など（図書カードやクオカード、各種ポイント（決済サービス事業者が付与する特典）などを想定）を提供することを想定しているが、御礼品の提供以外の手法も含め具体的な手法については受注者が提案すること。

※御礼品の提供等回収率を高めるための手法等に要する経費は契約上限額に含めるもの

とする。

- ② アンケートの回答は匿名による回答となるため、御礼品の提供等回収率を高めるための手法に、アンケート回答者の氏名・住所等個人を特定する情報が必要な場合、回答内容とは連携されない手法を受注者において提案するとともに、個人が特定されないことが回答者に伝わるものであること。また、御礼品の提供等回収率を高めるための手法は、アンケート回答者全員ではなく、回答者のうち希望者に対して行うものであること。

- ③ 受注者は、御礼品の提供等回収率を高めるための手法のために御礼品を発送する場合は、希望者から提供された氏名・住所等の情報を基に、宛名等を記載した御禮品送付用封筒と送付状を作成し、御禮品送付状を封入し、発送すること。

※御禮品送付用封筒および送付状は、受注者が原稿データを作成し、発注者に確認したうえで決定すること。

※発注者と協議して決定した日に発送すること。

※発送にかかる郵送経費については受注者の負担とする。

※簡易書留等の到着が確認できる方法での発送とし、受注者の責任で適切に確認すること。

※御礼品の提供等回収率を高めるための手法が、物品の発送ではない場合は、御禮品等送付用封筒と送付状を作成する必要はないが、希望者あてのメッセージ等を作成する場合は、メッセージ等の内容を発注者に確認した上で決定すること。

## (2) 成果物の作成

受注者は調査終了後、次のア～オの成果物を USB メモリ等記録媒体（正・副各 1 個）により納品すること。なお、記録媒体による納品の際はセキュリティソフト等によるコンピュータウイルスチェックを行うこと。なお、納品方法・手段については、発注者と受注者の協議のうえ、納品すること。

また、オの報告書については、冊子体にしたデータ及び原稿を紙印字したのも併せて納品すること。

### ア ローデータ (Excel ファイル)

調査対象、標本数、調査期間を明示すること。

### イ 補正処理データの処理 (Excel ファイル)

階層別の補正処理データを作成する。

### ウ 単純集計表 (Excel ファイル)

設問ごとに回答を集計し、回答する。

### エ クロス集計表及びグラフ (Excel ファイル)

設問ごとの回答間でクロス集計するとともに、回答者の属性（男女別、年代別等）をクロスさせ、回答する。

### オ アンケート調査報告書 (Word ファイル)

- ① 調査票のデータの集計・分析等を行った結果に基づき、調査結果速報版（速報値）を作成し、発注者が指定する日までに提出する。
- ② 主要な調査結果について概要版を作成すること。
- ③ 報告書の作成にあたっては、構成及び記載内容（案）や使用するグラフ・係数表示、端数処理、無回答等の取扱い方法を事前に提示し、発注者と協議したのちに発注者の承認を得て作成する。
- ④ 報告書の分量については、報告書のページ数、グラフ数、図表など、それぞれ発注者と協議したのちに発注者の承認を得て作成すること。

⑤ その他、報告書の記載内容等は次のとおりとする。

- ・表紙
  - ・目次
  - ・調査目的、調査方法、調査期間、調査対象者及び調査対象数、調査項目、報告書の見方（留意点）
  - ・回答者数、回答率、回答者の属性（男女別・年齢別）の分布
  - ・御礼品の提供等回収率を高めるための手法に関する詳細
  - ・調査結果
    - ※各種資料（単純集計表、クロス集計表及びグラフ）の掲載をすること。
    - ※成果物ア～エの内容から得られる客観的な事実及び特徴的な傾向を分析し、結果内容の傾向が容易に把握できるように資料を作成すること。
    - ※設問ごとに簡潔なコメント（150字程度）を作成すること。
    - ※自由回答については一部を抜粋して記載をすること。
- なお、報告書の原稿作成にあたっては、レイアウト等について、適宜発注者と協議を行うこととし、疑問が生じた場合は発注者に確認を行うこと。

(3) 納期

成果物ア～エ 令和9年1月22日

成果物オ 令和9年1月29日

※各データ、集計表の納入時期についてはあくまでも予定であり、変更がある場合は発注者と協議を行い、契約期間の範囲内において定める。

(4) 納品場所

大阪市こころの健康センター

〒534-0027

大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階

電話：06-6922-8520

## 7 業務の履行にあたっての事項

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに本業務委託の実施にかかる実施日程及び具体的な実施方法についての調整を行うため、発注者と事前の打合せを行い、実施計画について本市の承諾を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項または作業内容に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。
- (3) 委託業務執行管理方法  
委託業務の進捗管理・執行状況把握、調査事項の分析、調査報告書等成果物の納品等については、つぎのとおり本市職員が検収等を行う。

ア 進捗管理

業務にあたっては、スケジュール、作業工程に係る全ての業務について、発注者と適宜協議し、その指示に従うこと。

また、窓口責任者を定め、定期的に発注者より委託内容の指示及び説明を受け、委託作業の主要工程等、作業内容について常に発注者が把握できるようにすること。また、統計手法、分析手法について事前に報告すること。

イ 成果物の納品

6-(2)～(4)のとおりとする

ウ 疑義等の取扱

業務に係り、上記に記載のない事項が生じた場合は、発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。なお、データ入力等作業時に疑義が発生した場合、発注者担当者に至急連絡し、指示をおおぐこと。

- (4) 処理件数、日程等については、発注者の指示により変更することがある。

## 8 個人情報の取扱

- (1) 本委託業務は、個人情報を取り扱うため、適宜・適切なデータ管理・保管に努めること。個人情報等が含まれるデータについては、施錠できるロッカー等で管理・保管することとし、管理方法・保管場所を報告すること。
- (2) データ保護及び機密保護を徹底するため、データ管理者・データ使用作業従事者を始めとする関係者全員に対してデータ保護及び機密保護に関する趣旨説明資料を配布し、その重要性についての説明を徹底するなど適切な措置を講じること。
- (3) 委託目的物にかかる処理を発注者の許可を得ず第三者に再委託してはならない。また、これにかかる誓約書を契約締結時に提出すること。
- (4) 調査票等に記載された個人情報は、委託業務の目的物作成以外には使用してはならない。また、調査票及び委託業務にかかる個人データ等を第三者に提供してはならない。
- (5) 調査票及び委託業務にかかる個人データ等を複写・複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合は、この限りではない。
- (6) 発注者が提供するデータについては、委託業務終了後、削除すること。  
また、利用データ消去・媒体破壊証明書を発注者に提出すること。
- (7) 集計済みの各調査票については、事業完了後別途指示により発注者に返還すること。
- (8) 個人情報の保護を徹底するため、業務の進捗状況について、本市職員の指示に従い、説明資料の提供等、所要の措置を講じること。
- (9) 個人情報保護法及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例を遵守すること。

## 9 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施のうえ参考様式に基づき報告すること。

## 10 再委託

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - イ 調査票の作成支援、調査結果の集計・分析及び調査報告書作成業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。  
なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

#### 11 情報セキュリティ対策

- (1) 本調査の過程で得るローデータや資料等は、本市の許可なく他に利用しないこと。
- (2) 受注者は個人情報の取り扱いに留意し、情報漏えい防止対策や、脆弱性への対応など適切に情報セキュリティ対策を実施すること。
- (3) 適切な情報セキュリティ対策の管理体制を構築すること。
- (4) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、本市に直ちに報告するとともに、その対応策について本市への説明を行うこと。また、対応策について本市から指示があった場合は本市の指示に基づき適切な対応を行うこと。
- (5) 受注者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要がある場合、対応すること。
- (6) 情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、本市と調整し、適切に対処すること。
- (7) 本調査の一部業務を再委託する場合、受注者は再委託先が十分な情報セキュリティ対策を実施していることを担保すること。また、本市の求めがあれば再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認・報告すること。

#### 12 支払について

委託料の支払い方法については、確定払いとする。

また、受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。

#### 13 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、発注者と十分協議して実施するとともに、定期的に進捗状況を報告すること。
- (2) 本調査業務に関する協議、打合せ等の必要経費、その他業務に要する経費は、すべて受注者の負担とすること。なお、打ち合わせは、原則として、発注者が指定する場所で行う。
- (3) 本業務の成果物は、全て発注者に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。
- (4) 委託業務遂行中に疑義が生じたときは、速やかに発注者に連絡し、発注者と受注者の協議のうえ実施すること。
- (5) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は質問期間内に発注者に質問すること。契約後における仕様書の疑義は、当局の解釈によるものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い、その他は必要に応じて発注者と受注者の協議のうえ定めるものとする。
- (7) 業務終了後、発注者から提供した全てのものを速やかに返還し、使用したデータを確実に消去すること。また、回収した調査票は返還すること。返信封筒については、受注者において適切に廃棄すること。

#### 14 事業担当 大阪市こころの健康センター

〒534-0027

大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階

電話：06-6922-8520

## 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるとも・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
性別	1	あなたの性別は次のどれですか。		
			1	男性
			2	女性
			3	その他
			4	答えたくない
年齢 (生年月)	2	あなたの生年月をお書きください。		西暦( )年( )月
同居人	3	現在、あなたが同居している人についてあてはまる番号に○をつけてください。4～7に○をつけた場合には、それぞれの人数をお答えください。		
			1	配偶者(事実婚のパートナーを含む)
			2	父親
			3	母親
			4	きょうだい( )人
			5	祖父または祖母( )人
			6	ご自身の子ども( )人
			7	親せき( )人
			8	恋人
			9	友人またはルームメイト
			10	施設の人や一緒に暮らすこども
			11	その他の人
			12	一人で暮らしている
未既婚	4	現在、あなたは結婚していますか。 ※戸籍の届出の有無にかかわらず、実生活の上で配偶者と同様であるパートナーとの、パートナーシップ関係や、内縁関係も含めます。		
			1	結婚している
			2	結婚したことはあるが、今はそうではない(離婚または死別した)
			3	結婚したことがない
睡眠時間	5	現在の1日の平均睡眠時間はどのくらいですか。		
			1	4時間未満
			2	4時間以上から5時間未満
			3	5時間以上から6時間未満
			4	6時間以上から7時間未満
			5	7時間以上から8時間未満
			6	8時間以上から9時間未満
			7	9時間以上

## 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるとも・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
インターネット等の使用時間	6	あなたは、スマートフォン、ゲーム、インターネットなどを通常日（休日以外の日）に平均して、どのくらいの時間見えていますか。（勉強・仕事は含みません）		
			1	2時間未満
			2	2時間以上から6時間未満
			3	6時間以上
インターネット等の困りごとの経験	7	あなたは、これまでパソコン・携帯電話・スマートフォンを利用してインターネットを使用した際に、困ったことやトラブルが発生したことがある場合、次のどれですか。（〇はいくつでも）		
			1	SNS（LINE・X（旧Twitter）・Instagram・Facebook・TikTokなど）
			2	生成AI（ChatGPTなど）
			3	ニュースサイト
			4	動画・音楽の視聴サイト
			5	オンラインゲーム
			6	出会い系サイト・マッチングアプリ
			7	その他（具体的に： ）
			8	困ったことやトラブルが発生したことはない
興味があること（スポーツ・趣味・娯楽活動等）への参加状況	8	あなたは、現在どのくらいの頻度で自分が興味のあること（クラブ活動、スポーツ・趣味・娯楽活動など）に参加していますか。		
			1	まったく参加していない
			2	年に数回程度以下の頻度で参加している
			3	月に1日以上参加している
家族との関係	9	あなたと家族（同居していない家族や遠方に住む家族、あなたが家族だと感じている方を含みます）との関係についておうかがいします。（1）から（3）のそれぞれについてあてはまる番号に〇をつけてください。		
				1 はい
			(1) 家族内で必要なときに適切な助言・援助が得られる	2 いいえ
			(2) 家族に自分のことを理解してもらっていると感じる	3 どちらでもない・わからない
			(3) 私の家族はコミュニケーションがとれている	

## 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるとも・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
友人について	10	あなたがふだん一緒に遊んだり連絡したりすることが多い友人（のグループ）は次のどれですか。（〇はいくつでも）		
			1	小学校時代やそれ以前からの友人
			2	中学校時代からの友人
			3	高校時代からの友人
			4	大学・短大・専門学校等からの友人
			5	アルバイト先の友人
			6	就職した職場の友人
			7	趣味を共にする友人
			8	インターネットやSNS（X（旧Twitter）、Instagramなど）で知り合った友人
			9	街や遊び場で知り合った友人
			10	その他の友人（ ）
		11	ふだん一緒に遊んだり連絡する友人はいない	
友人との関係	11	あなたと友人の関係についておうかがいします。（1）から（5）のそれぞれについてあてはまる番号に〇をつけてください。		
		（1） 親友と言える友人がいる	1	はい
		（2） 考え方の違う人とも付き合うようになっている	2	いいえ
		（3） 友人付き合いを面倒くさいと感じることがある	3	どちらでもない・わからない
		（4） 人間関係が嫌で職場や学校に行きたくないと思ったことがある		
	（5） 友人が悪いことをした時、はっきりと注意する			
健康状態 （身体面）	12	現在、あなたは身体的に健康ですか。		
			1	健康である
			2	まあまあ健康である
			3	あまり健康でない
		4	健康でない	
健康状態 （精神面）	13	現在、あなたは精神的に健康ですか。		
			1	健康である
			2	まあまあ健康である
			3	あまり健康でない
		4	健康でない	

## 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるとも・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢		
持病、障がい等	14	あなたの持病、障がい等をお答えください。(〇はいくつでも)				
			1	身体に関する病気・怪我・障がい(診断は受けていないが自覚症状がある場合を含む)		
			2	精神に関する病気や障がい(診断は受けていないが自覚症状がある場合を含む)		
			3	知的障がい		
			4	その他(具体的に: )		
			5	特に持病や障がいはない		
			6	答えたくない		
就学経験	15	あなたの学校の経験について、(1)から(7)のそれぞれの学校ごとにあてはまる番号に〇をつけてください。 (経験がある学校ごとに〇は1つ、経験がない学校は〇をしないでください)				
			(1)	中学校	1	在学中
			(2)	高等学校	2	卒業
			(3)	専門学校、専修学校	3	中退
			(4)	短期大学、高等専門学校		
			(5)	大学		
			(6)	大学院		
			(7)	その他(フリースクール、予備校等)		
通学状況	16	あなたの学校への通学・参加状況(オンライン授業・別室登校も含む)について、(1)から(7)のそれぞれの学校ごとにもつともあてはまる番号に〇をつけてください。 (経験がない学校には〇をしないでください)				
			(1)	中学校	1	ほぼ休まず(毎日)
			(2)	高等学校	2	大体半分(週2~3日)以上
			(3)	専門学校、専修学校	3	週1日程度
			(4)	短期大学、高等専門学校	4	ほぼ欠席
			(5)	大学	5	休学中
			(6)	大学院		
			(7)	その他(フリースクール、予備校等)		
就業状況	17	あなたの現在の就業状況は、次のうちどちらですか。				
			1	在職中(パート・アルバイトを含む) →【問17-1】へ		
			2	休職中 →【問17-1】へ		
			3	無職 →【問18】へ		
			4	学生であり、仕事やアルバイトをしている →【問18】へ		
			5	学生であり、仕事やアルバイトはしていない →【問18】へ		
			6	その他(具体的に: ) →【問18】へ		

令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるとも・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
働き方 (雇用形態)	17-1	問17で「1. 在職中」「2. 休職中」と答えた方にお聞きます。 あなたの現在の働き方（雇用形態または就業形態）は、次のどれですか。		
			1	正規の職員・従業員
			2	パート・アルバイト
			3	派遣社員・契約社員・嘱託
			4	自営業
			5	フリーランス（スポットワークなど）
			6	福祉サービスを利用しながら就労している（就労継続支援A型・B型など）
		7	その他（具体的に： _____）	
日々の感情	18	過去30日間のあなたの気持ちについて、（1）から（4）のそれぞれあてはまる番号に○をつけてください。		
		（1） ちょっとしたことでイライラしたり不安になったりした	1	まったくなかった
		（2） 絶望的だと感じた	2	少しだけあった
		（3） 何をするのもおっくう（骨折りだ）と感じた	3	ときどきあった
	（4） 自分は価値のない人間だと感じた	4	いつもあった	
孤立・疎外感	19	（1）から（3）について、それぞれあてはまる番号に○をつけてください。		
		（1） あなたは、「自分に仲間付き合いがある」と感じる	1	よく感じる
		（2） あなたは、「まわりの人に受け入れられている」と感じる	2	時々感じる
		（3） あなたは、「自分はまわりの人とつながりがある」と感じる	3	あまり感じない
		4	まったく感じない	
日常生活についての不安	20	あなたは、現在、日常生活において不安やしんどさがありますか。		
			1	まったくない →【問21】へ
			2	少しだけある →【問20-1】へ
			3	ときどきある →【問20-1】へ
		4	いつもある →【問20-1】へ	
不安の内容	20-1	問20でしんどさや不安が、「2. 少しある」「3. ある」「4. とてもある」と答えた方にお聞きます。その内容は、次のどれですか。（○はいくつでも）		
			1	ご自身の健康に関すること
			2	家族に関すること
			3	恋人に関すること
			4	友人に関すること
			5	ご自身の収入に関すること
			6	仕事に関すること
			7	学校に関すること（学業、部活動、先生や他の生徒との関係 等）
			8	進路に関すること（進学・就職 等）
			9	わからないが漠然としたものに対して
		10	その他（具体的に： _____）	



## 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるとも・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
自傷行為の有無	22	あなたは、これまでに、自傷行為（自ら自分の身体を傷つけること）やオーバードーズ（過量服薬）をしたことはありますか。		
			1	ない →【問23】へ
			2	1回だけある →【問22-1】へ
			3	2～9回ある →【問22-1】へ
			4	10回以上ある →【問22-1】へ
			5	答えたくない →【問23】へ
1年以内の自傷行為の有無	22-1	問22で「2. 1回だけある」「3. 2～9回ある」「4. 10回以上ある」と答えた方にお聞きます。過去1年以内に、自傷行為（自ら自分の身体を傷つけること）やオーバードーズ（過量服薬）をしたことはありますか。		
			1	ない
			2	1回だけある
			3	2～9回ある
			4	10回以上ある
			5	答えたくない
自傷行為の理由	22-2	問22で「2. 1回だけある」「3. 2～9回ある」「4. 10回以上ある」と答えた方にお聞きます。その理由は何ですか。（○はいくつでも）		
			1	イライラや怒りとの折り合いをつけるため
			2	不安な気持ちや嫌な気持ちを落ち着かせるため
			3	自分に対する罰や戒めのため
			4	衝動に駆られて止められないため
			5	他の人が自分に注意を払ってくれることを期待するため
			6	わからない・なんとなく
			7	答えたくない
			8	その他（具体的に： _____）
自殺念慮の有無	23	あなたはこれまでの人生のなかで、本気で「死にたい」と考えたことがありますか。		
			1	現在ある →【問23-1】へ
			2	過去にあったが、今はない →【問23-1】へ
			3	いずれもなかった →【問24】へ
			4	答えたくない →【問24】へ
自殺念慮の頻度	23-1	問23で「1. 現在ある」「2. 過去にあったが、今はない」と答えた方にお聞きます。本気で「死にたい」と考えた頻度について、あてはまる番号に○をつけてください。		
			1	たまにある
			2	ときどきある
			3	よくある
			4	いつもある
			5	答えたくない

## 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるとも・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢			
自殺念慮の始期	23-2	問23で「1. 現在ある」「2. 過去にあったが、今はない」と答えた方にお聞きます。最初に考えた時期をお答えください。					
			1	小学生の時			
			2	中学生の時			
			3	16～18歳（高校生など）の時			
			4	19～22歳（大学生など）の時			
			5	23歳～29歳の時			
			6	その他（具体的に： ）			
			7	答えたくない			
自殺念慮の理由（家庭、健康、経済・生活、勤務、交際、学校、その他）	23-3	問23で「1. 現在ある」「2. 過去にあったが、今はない」と答えた方にお聞きます。本気で「死にたい」と考えた理由は何ですか。（〇はいくつでも）					
			1	家庭に関すること（家庭関係の不和、子育て、家族の介護・看病 等） （具体的に： ）			
			2	健康に関すること（自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み、依存症 等） （具体的に： ）			
			3	経済・生活に関すること（倒産、事業不振、負債、失業 等） （具体的に： ）			
			4	勤務に関すること（転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働 等） （具体的に： ）			
			5	交際に関すること（失恋、結婚をめぐる悩み 等） （具体的に： ）			
			6	学校に関すること（学業、人間関係 等） （具体的に： ）			
			7	インターネットやSNSに関すること（誹謗中傷、トラブル 等） （具体的に： ）			
			8	生きがいや生きる意味に関すること（自分の存在価値、虚無感、絶望感 等） （具体的に： ）			
			9	その他 （具体的に： ）			
			10	特になし			
			自殺したいと思った時の相談の有無	23-4	問23で「1. 現在ある」「2. 過去にあったが、今はない」と答えた方にお聞きます。本気で「死にたい」と思った時に、誰かに相談しましたか。		
						1	相談した →【問23-5】へ
						2	相談しなかった →【問23-6】へ

## 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるとも・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
自殺したいと思った時の相談相手	23-5	問23-4「相談した」と答えた方にお聞きます。相談した先（相手）は次のどれですか。（○はいくつでも）		
			1	配偶者（事実婚のパートナーを含む）
			2	父親
			3	母親
			4	祖父または祖母
			5	親せき
			6	きょうだい
			7	ご自身の子ども
			8	恋人
			9	学校（時代）の先生
			10	学校（時代）の友人
			11	職場やアルバイト関係の人
			12	サークル、スポーツ、趣味の友人
			13	公的機関や民間組織の相談窓口（健康相談、法律相談、消費者センターなど）
			14	医師・医療機関
			15	インターネットやSNS（X（旧Twitter）、Instagramなど）で知り合った人・友人
			16	生成AI（ChatGPTなど）
17	その他（具体的に： _____ ）			
自殺したいと思った時に相談しなかった理由	23-6	問23-4で「2.相談しなかった」と答えた方にお聞きます。誰にも相談しなかった（できなかった）理由は何ですか。（○はいくつでも）		
			1	どういふうに相談したらいいかわからないから
			2	相談することで周りに心配をかけたくないから
			3	相談することで相手との関係が悪化する（引かれる）から
			4	相談した相手がどのような反応をするかわからない（怖い）から
			5	相談するための余裕（精神的、時間的、金銭的）がなかったから
			6	相談することは恥ずかしいから
			7	相談することを思いつかなかったから
			8	信頼できる相談先（相手）がないから
			9	相談先の受付時間や相談方法などが、希望とあわず相談しにくかったから
			10	過去に相談した際に対応が適切ではなく、相談したいと思わなかったから
			11	その他（具体的に： _____ ）

## 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるとも・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
自殺念慮を思いとどまった理由	23-7	問23で「1. 現在ある」「2. 過去にあったが、今はない」と答えた方にお聞きます。本気で「死にたい」と思った時に、思いとどまった理由は何ですか。(〇はいくつでも)		
			1	家族や恋人などが悲しむことを考えたから
			2	話を聴いてくれる人がいたから
			3	我慢したから
			4	自殺を試みたが死にきれなかったから
			5	まだ「思いとどまった」とは言えない
			6	将来を楽観的に考えるようになったから
			7	死んでしまおうと思った原因となった問題が解決したから
			8	仕事のことを考えたから
			9	相談したから
			10	自殺防止のポスター・CMを見たから
			11	自殺防止のイベントに参加したから
			12	特に理由はない
13	その他（具体的に： )			
自殺未遂の有無	24	あなたは、これまでの人生のなかで自殺を試みた（自殺未遂をした）ことがありますか。		
			1	ある →【問24-1】へ
			2	ない →【問25】へ
3	答えたくない →【問25】へ			
自殺未遂の回数	24-1	問24で「1. ある」と答えた方にお聞きます。それは何回ありましたか。		
			1	1回
			2	2回
			3	3回
			4	4回以上
5	答えたくない			
自殺未遂の時期	24-2	問24で「1. ある」と答えた方にお聞きます。直近はいつですか。		
			1	1か月以内
			2	1～3か月以内
			3	4～6か月以内
			4	7か月～1年以内
			5	1年より前
6	答えたくない			

## 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるとも・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢		
周囲の人の自死	25	あなたは、周りの人を自死で亡くした経験がありますか。(〇はいくつでも)				
			1	同居の家族・親族		
			2	同居していない家族・親族		
			3	恋人		
			4	友人		
			5	同級生		
			6	職場関係者		
			7	近所の方		
			8	その他(具体的に: )		
	9	そのような人はいない				
自殺の報道	26	著名人や一般人の自殺に関する報道(ニュースや記事)について、あなたの気持ちは次のどれですか。(〇はいくつでも)				
			1	著名人の報道を見たとき、具体的に自殺について思い浮かべることがある。		
			2	著名人の報道を見たとき、自分も自殺すれば楽になれると感じたり、自殺のことを繰り返し考えたりすることがある。		
			3	一般人の報道を見たとき、具体的に自殺について思い浮かべることがある。		
			4	一般人の報道を見たとき、自分も自殺すれば楽になれると感じたり、自殺のことを繰り返し考えたりすることがある。		
			5	特に何も思わない		
	6	その他(具体的に: )				
予防対策の認知度及び利用の有無	27	次の(1)～(18)次の取組や相談窓口について、あてはまるものにそれぞれ〇をしてください。		(ア) 認知度		
			(1)	自殺対策基本法 / (ア)	1	内容までよく知っている
			(2)	自殺予防週間(毎年9月10日～9月16日) / (ア)	2	大体知っている
			(3)	自殺対策月間(毎年3月) / (ア)	3	聞いたことはあるが、内容はあまり知らない
			(4)	自殺予防ゲートキーパー(自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人) / (ア)	4	全く知らない
			(5)	いのちの電話 / (ア) (イ)		(イ) 利用有無
			(6)	こころの健康相談統一ダイヤル / (ア) (イ)	1	利用したことがある
			(7)	よりそいホットライン / (ア) (イ)	2	利用しようとしたが、利用しなかった
			(8)	大阪市こころの悩み電話相談 / (ア) (イ)	3	利用したことがない
			(9)	大阪市ひきこもり電話相談 / (ア) (イ)	4	利用したことはないが、今後利用したいと思う
			(10)	大阪市ひきこもりLINE相談 / (ア) (イ)		
			(11)	各区役所の相談窓口(常設健康相談) / (ア) (イ)		
			(12)	自死遺族支援機関(自死遺族相談ダイヤルなど) / (ア) (イ)		
			(13)	LINEによる相談窓口(大阪市立小学校・中学校・義務教育学校に通う子どもたちを対象) / (ア) (イ)		
			(14)	スクールカウンセラーによる相談 / (ア) (イ)		
			(15)	いじめSOS / (ア) (イ)		
			(16)	24時間子供SOSダイヤル / (ア) (イ)		
			(17)	子ども専用電話教育相談 / (ア) (イ)		
(18)	メール教育相談 / (ア) (イ)					



【参考様式】

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進  
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

## 特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。